

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮問第122号）

答申日：平成30年9月25日（平成30年度（行個）答申第107号）

事件名：本人に係る「開示決定等の期限の延長について」の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成29年3月2日付け「開示決定等の期限の延長について」（以下「本件延長通知書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした各決定について、諮問庁が、当該情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年5月1日付け金総第3244号及び同年6月29日付け金総第4614号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、併せて「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（平成29年4月6日付け及び同年5月29日付け。以下、併せて「本件訂正請求書」という。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

（前略）

「特定個人」宛てに平成29年3月2日付けで、簡易書留（特定番号）を送ってきている。

「開示決定等の期限の延長について（通知）」（金総1587号 日付：平成29年3月2日）は、「特定個人」に対して決定をしている。

本文書は、「特定個人」宛てに送った文書、「特定個人」に対して決定した文書を、正式な文書での説明と訂正がなく、謝罪が無く、過去に遡り、差し替えをしようとして送ってきている。

付箋に「宛名に誤記がありましたので、訂正の上再交付させていただ

きます。誠に申し訳ありませんが、ご査収の程よろしくお願いいたします。」と記載があるが、付箋は公文書ではない。

私（審査請求人）宛てに送ってきていない文書、私（審査請求人）宛てに決定していない文書の差し替えを過去に遡りすることは認めることができない。

事実の公表が無い。情報隠蔽と証拠隠滅を行っている。

平成29年3月24日付けで送ってきた文書の決定の日付は、平成29年3月24日である。

平成29年3月24日付けで決定した文書番号は金総第1587号にはならない。

「平成29年3月2日付け 開示決定等の期限の延長について」の文書は事実として存在しない。

文書の偽造・ねつ造である。

金融庁は、開示請求のあった日から、30日以内に措置の通知をしていない。

本文書の、消去を請求する。

（後略）

## （2）意見書

（前略）

なぜ私と次男が、訂正請求をしたのか理由を述べているが、金融庁は理由説明書で回答していない。

金融庁は、次男「特定個人」宛てに送った文書、次男「特定個人」に対して決定した文書を、正式な文書での説明と訂正がなく、謝罪が無く、過去に遡り、差し替えをしようとして送ってきた。

付箋に「宛名に誤記がありましたので、訂正の上再交付させていただきます。誠に申し訳ありませんが、ご査収の程よろしくお願いいたします。」と記載があるが、付箋は公文書ではない。

私（審査請求人）宛てに送ってきていない文書、私（審査請求人）宛てに決定していない文書の差し替えを過去に遡りすることは認めることができない。

送ってきていない文書を、「差し替え」することはできない。

宛名に誤記があったと認識した日付で、文書を作成して、決定を通知しなければならない。

過去に遡り文書を偽造することは、事実をねつ造することになる。

平成29年3月2日付けで、私に対して「開示決定等の期限の延長について（通知）」を送ってきていないのに、平成29年3月2日付け「開示決定等の期限の延長について（通知）」が存在することは事実の改ざんである。

次男「特定個人」宛てに送った文書，次男「特定個人」に対して決定した文書を，私宛ての文書に差し替えするのは，文書の改ざんである。

私宛てに送ってきていない文書を，差し替えするのはおかしい。

開示請求に対する通知を，開示請求者以外に送付することは，個人情報情報の漏えいである。

次男に対して，現在に至るまで，説明と連絡と謝罪が一切ない。

問い合わせに対して一切返答がない。

私と次男に対して，説明と謝罪をして事実を公表しなければならないのに，事実を公表せずに隠蔽した。

付箋の記載はメモであり公文書ではない。行政文書にならないようにしている。

私と次男に対して，誤送付を謝罪して，次男に送付した文書は取り消さなければならない。

私に対しては，実際に文書を送ってきた日付で決定した文書を，送ってこなければならない。

(後略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が，処分庁に対して行った平成29年4月6日付け保有個人情報訂正請求（同月7日受付）及び同年5月29日付け保有個人情報訂正請求（同月30日受付）（以下，併せて「本件訂正請求」という。）に関し，処分庁が，法30条2項に基づき原処分を行ったところ，これに対し審査請求があったが，以下のとおり，原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件訂正請求について

##### (1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求書の「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄には，いずれも「平成29年4月1日」と記載された上で，「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄には，本件対象保有個人情報として「開示決定通知書の文書番号：金総第1587号 日付：平成29年3月2日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等行政文書名 開示決定等の期限の延長について（通知）」と記載されている。

##### (2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には，「私（審査請求人）宛てに送ってきていない文書，私（審査請求人）宛てに決定していない文書を，過去に遡り決定を通知したように偽造・ねつ造することは認めることができない。」などと記載され，本件訂正請求書の別紙には本件延長通知書の消去を請求するなどと記載されている。

#### 2 原処分について

- (1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。  
(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。

ア 本件対象保有個人情報の利用目的は、総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室が作成した開示決定等の延長通知書を公文書管理法に定める保存期間期限まで保存するためである。

イ 訂正請求に係る通知書の受信者の氏名は訂正の上交付されていることから、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

### 4 原処分の妥当性について

前記1によれば、審査請求人は、平成29年4月1日付けで開示を受けたとする本件延長通知書の記載内容を訂正し、また、全文削除するよう求めているものと解される。しかし、本件延長通知書は、同年1月31日に受け付けた審査請求人からの行政文書の開示請求に対し、処分庁が開示決定等の期限の延長を決定したことから、これを審査請求人に通知したものである。そうすると、本件訂正請求は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対する請求ではないから、本件延長通知書の記載内容が法27条1項各号の保有個人情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

### 5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月7日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月6日    | 審議            |
| ⑤ 同月20日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件延長通知書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂

正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件訂正請求書のとおり訂正又は文書を消去するよう求めていると解されるところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報法27条1項各号に該当しないとして原処分を維持すべきとしていることから、以下、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも法に基づく保有個人情報開示請求により行政機関から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報ではなく、上記1のとおり、本件延長通知書の記載内容であり、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした各決定について、諮問庁が、当該情報は法27条1項各号に該当しないため不訂正とすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子